

(別記 10)

在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業

(目 的)

第1条 障がい者等で自力あるいは家族等の介護だけでは入浴が困難な者に対し、訪問により入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能を維持し、もって日常生活の支援、福祉の増進及び日常的に障がい者等の介護をしている家族等（以下「介護者」という。）の負担の軽減を図ることを目的として実施する在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、高槻市が援護元となる市内に居住地を有するもの又は市外の、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障がい者手帳の交付を受けている者の内、原則、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める下肢又は体幹機能障がい者を有する者

(2) 居宅において、自力又は家族等の介助だけでは入浴が困難な者

(3) 感染性の疾患がなく、医師が入浴可能と認めた者

(4) 介護者の立ち合いが可能な者

(5) 病院等に入院又は社会福祉施設に入所していない者

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者に該当しない者

(7) 身体的状況により障がい福祉サービスの入浴にかかる介護（居宅における身体介護及び生活介護）を利用できない者

2 福祉事務所長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認められる者については、利用対象者とすることができる。

(事業内容)

第3条 本事業は、前条の対象者宅に移動入浴車（身体の不自由な者が入浴するのに適した浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）で訪問し、入浴の介護を実施するものとする。

(サービスを提供する者)

第4条 本事業を行う者（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- （1）介護保険法第41条第1項に定める指定居宅サービス事業者として指定された訪問入浴介護事業所であって、高槻市に登録した事業者
- （2）市外の事業者の場合、地域生活支援事業の訪問入浴サービス事業について、当該市町村の登録又は委託を受けている事業者であって、高槻市に届出した事業所

（サービスの提供方法等）

第5条 本事業のサービス提供方法及び緊急時等の対応は、高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第42号）の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第50条第1号から第3号及び第5号並びに第51条の規定によるものとする。

（支給量）

第6条 本事業の支給量は、週に2回を限度とする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（支給決定の申請等）

第7条 本事業を利用しようとする者は、在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書（様式第26号）に、当該入浴サービスに係る在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス支給決定医師意見書（様式第27号）を付して申請しなければならない。

（支給決定及び通知）

第8条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、支給の可否を決定し、在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス決定通知書（様式第29号）又は在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス申請却下通知書（様式第30号）により申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の決定通知書の適用期間は、翌年（有効期間の開始日の属する月が1月から6月までの間であるときは当該年）の6月30日までとする。

（変更届出）

第9条 前条第1項の規定により支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、次の各号のうちいずれかに該当するときは、在宅重度身体障がい者等訪問入浴サ

ービス給付費申請内容変更届（様式第28号）により速やかに届け出なければならない。

- （1）住所を変更したとき
- （2）本事業を受ける必要がなくなったとき
- （3）生計中心者に異動を生じたとき
- （4）その他申請内容に変更が生じたとき

（支給決定の取消し）

第10条 福祉事務所長は、支給決定者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取り消すことができる。

- （1）第2条に規定する対象者でなくなったとき
- （2）本事業の利用を辞退したとき
- （3）不正その他虚偽の申請により支給決定を受けたとき
- （4）その他福祉事務所長が本事業の利用を不適當であると認めたとき

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス決定取消通知書（様式第32号）にて通知する。

（利用契約）

第11条 支給決定者は、本事業を受けようとするときには、事業者在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス決定通知書を提示し、当該事業所と利用契約を締結する。

（利用者負担額の受領）

第12条 事業者は本事業を提供したときは、当該支給決定者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の規定により支給決定者から利用者負担額の支払を受けたときは、当該支給決定者に対して、領収証を発行しなければならない。

（給付費の請求及び支払）

第13条 福祉事務所長は、事業者が利用契約を締結した支給決定者に対し、本事業を提供したときは、支給決定者が当該事業者を支払うべき当該事業に要した費用について給付費として当該支給決定者に代わり事業者を支払うことができる。

2 事業者は、前項の支払いを受けようとするとき、地域生活支援事業給付費明細書、移動支援提供実績地域生活支援事業費請求書（様式第25号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、サービスを提供した月の翌月10日までに福祉事務所長に提出しなければならない。

- （1）訪問入浴サービス給付費明細書

(2) 訪問入浴サービス提供実績記録票 (写)

(3) 上限額管理を行う事業者については、利用者負担上限額管理結果票

- 3 福祉事務所長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上で、
適当であると認めたときは、給付費を支払うものとする。
- 4 前項の規定による支払いがあったときは、支給決定者に対し給付費の支給があった
ものとみなす。
- 5 給付費は高槻市地域生活支援事業に要する費用の算定基準別表に定める額から、障
害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事
業に係る利用者負担に関する条例第2条に定める利用者負担額を除く額とする。

(調査)

- 第14条 福祉事務所長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、支給決定
者又は支給決定者の配偶者若しくは支給決定者の属する世帯の世帯主その他その世帯
に属する者またこれらの者だった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若
しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 福祉事務所長は、本事業の実施に関して必要があると認められるときは、事業者又は
その従事者若しくは従事者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出
若しくは提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、又は本事業を行う事業所
に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定
める。